



広報

あ い お

昭和46年7月15日

No. 108

人口と世帯数
(7月1日現在)

人 口	9499 人
男	4518 人
女	4981 人
世 帯 数	2373世帯

夏のシーズン



【中道海水浴場にて写す】

子供を水の

事故から

守ろう

これから児童、生徒も夏休みになり、解放されるので水による事故が増えます。そこで次のことによく注意して、子供を水の事故から守りましょう。

◎幼児から常に目を離さないようにしてください。とりわけ海や川、溜池、用水堀などの近くでの一人遊びは危険です。必ずだれかがつき添ってやりましょう。

◎小中学校の児童、生徒が泳ぎに行くときは、必ず行先と、友達の氏名を聞き、大人も見張りとして誰か付添いましょう。

水泳禁止の場所や、人目につきにくい場所、流れの急な場所など危険なところは絶対に泳がせたり、水遊びはさせないようにしましょう。

○

「とじこんで保存しましょう」

○

輸血用保存血液代金

自己負担金 支給制度について

この制度は、日本赤十字社の血液センターへ献血された方、及びその同居親族の方が輸血を受けられたとき、医療機関に支払われた保存血液代金のうち、自己負担分を日本赤十字社が申請により支給するもので、昭和四十六年四月一日から適用されることになっております。制度の概要は次のとおりです。

●：支給申請の手続き

申請書は、日本赤十字

のうち、すでに給付の対象となった量があるときは、その量を差引いて計算されます。

山口県支部又は各血液センターにあります。申請の手続き等詳しいことは左記へお問合せ下さい。
問合せ先
山口市水ノ上町二一四三
日本赤十字社山口県支部
〒 七五三
電話 山口⑧局
〇一〇二番

家屋の煙霧消毒を

実施しましょう！

●：支給の対象になる人

日本赤十字社の血液センター（移動採血車、出張所も含む）に献血した人、及び同居している親族が輸血を受けた場合

●：支給される額

支給される額は、献血者又は献血者と同居の親族が輸血当日までにおこなった過去三カ年以内の献血総量を限度として保存血液代金のうち、社会保険各法などによって支払われる医療費の法定給付を差引いた自己負担額です。ただし、献血総量

町内各地で家屋の煙霧消毒が実施されています。

煙霧消毒とは、殺虫剤を煙の状態にして家屋のすみずみまで薬を通し、はえ、蚊、油虫、などの衛生害虫を駆除する最も手軽で効果的な方法です。衛生害虫が最も活動する五月／九月までは、一ヶ月に一回程度実施するのが理想です。また一度も実施されていない地区は是非早く実施して下さい。消毒機械は、差しつかえない限りいつでもお貸しいたしますので、部落内で協議の上申込み下さい。

尚、煙霧消毒に際しては次のことにご注意下さい。

(1)：食物に薬がかからないように、食物は冷蔵庫又は密閉出来る容器に入れるか、一時外に出して下さい。

食器類には、新聞紙又はビニール等でおおいをし、あとよく洗ってから使用して下さい。

(2)：家の中の各部屋の障子や、ふすま、物置きや押入れなどの戸は開けておき薬が中までよく入るようにして下さい。
家の外側は、家の中に

山口県支部又は各血液センターにあります。申請の手続き等詳しいことは左記へお問合せ下さい。

問合せ先

山口市水ノ上町二一四三

日本赤十字社山口県支部

〒 七五三

電話 山口⑧局

〇一〇二番

吹き込んだ薬が逃げないように、雨戸などよく閉めておいて下さい。

(3)：薬の吸込は入口などからします。薬の吹き込み時間は家屋の大ききにもよりますが、普通一分／一分半程度で、大きな家屋などは、前側の二ヶ所まで吹き込みますと薬が中までよく入り込みます。

(4)：薬を吹き込んだ後は約一時間ぐらいそのままにし、家の中に入らないで下さい。

(5)：機械を操作する人は、マスクをかけて薬を吸い込まないようにして下さい。

(6)：家の中には、火の気のないように十分注意して下さい。

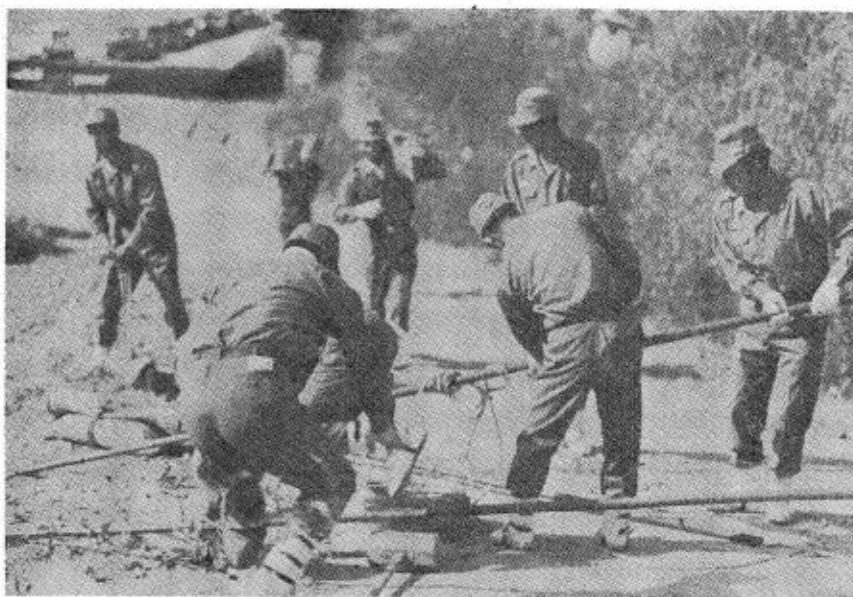
(7)：乳児のいる家では、母乳瓶、ミルク、肌着、オシメ、頑具などに薬がかからないようにし、家禽は外に出して下さい。



県総合

防災訓練に参加！

今年、小郡町横野川で台風による水害等が発生したことを想定し、水防・消防・警備・通信・救助・避難・広報等の訓練が五月二十六日午前七時より行なわれ、本町の消防団も小郡町



らかの応援要請により午前八時十分現地に到着、堤防決壊防止の工法、竹流しをキビキビした態度で行ない見物している人達にこれなら大丈夫と言う安心感をあたえました。

交通規制について

県公安委員会では夏期における交通事故防止と円滑な交通を確保する目的で海水浴場に通ずる道路の交通規制を実施されました。秋穂地内でも次のように規制されました。

◎駐車禁止

一、区間

花香—室田商店前から中道経由、西青江—河内商店前までの県道及び中道浜三叉路から赤石下村みかん園三叉路までの町道

二、期間

七月十三日から八月末日まで

◎一方通行

一、土曜日(十三時から十八時まで)
中道浜三叉路から西青江河内商店前まで

二、日曜日(九時から十八時まで)
花香 室田商店前から中道経由西青江河内商店前まで

一方通行はいづれも花香・中道方面から西青江に向けての通行となります。

小児がん

治療研究委託事業

小児がんは治療がきわめて困難であり、医療費も高額であることから、小児がんに関する治療研究を進めあわせて患者家族の医療費の負担軽減を図ることを目的に事業が行なはれます。

一、対象患者の範囲

山口県内に住所を有し、小児悪性新生物に罹患している一八才未満のものであって、入院治療を受けているものただし入院医療を必要とするも、収容ベットがない等の事情により一時的に止むを得ず通院治療を行なうものであって、その回数が週三回以上のもの

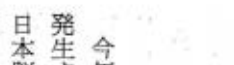
二、治療研究の期間
同一患者につき四ヶ月とする。ただし必要に応じて延長することができるものとする。

三、治療研究費負担率
○被用者保険家族分、五〇% (患者負担相当額)
○国保分、三〇% (患者負担相当額)

四、実施期日

昭和四十六年七月一日
その他詳細については保険年金課にお問合せ下さい。

過労運転をやめましょう



日本脳炎 予防について

今年もまた、日本脳炎が発生する時期になりました。日本脳炎は非常に死亡率が高いため日本脳炎にかからないよう次のことをぜひ守りましょう。

- ◎蚊にさされないように注意し、みんな力で合わせて蚊を退治しましょう。
- ◎生活環境をきれいにし、蚊が発生しないようにしましょう。
- ◎暑い日に外出するときや仕事をするとき、必ず帽子やパラソルを使いましょう。
- ◎夏に不足がちな蛋白質、脂肪、ビタミンを十分とって体力を養い、また、過労にならないよう注意しましょう。



夏を迎え、これからは居眠りや過労運転による事故が多くなってきました。昨年中、山口県下で居眠りや過労運転が原因で発生した死亡事故は二十五件で、二十九人の方が亡くなっています。この二十五件のうち約半数の十二件が六月から八月の三ヶ月間に発生しています。いずれも季節がら体力の消耗が激しくなり、疲れた状態で続けたことが原因です。運転する人はもちろん運転を管理する人や家族の方たちみんなのでつぎのことをよく守って事故を未然に防ぎたいものです。

引揚者特別交付金国庫債券の買上げと担保貸付のお知らせ

買上げと担保貸付の概要

昭和四十六年度の引揚者特別交付金国庫債券の買上げと担保貸付が次のように決まりました。希望者は、国債と印鑑をもって保険年金課において下さい。

◎買上げ

十五万二千円

◎買上げの条件

次の条件のいずれかに該当する者
(イ) 現に生活保護を受けている者
(ロ) 保護は受けていないが、生活が相当困難している者

◎担保貸付

四十三万一千円

◎貸付の条件

事業資金であること
尚、いまままでに、買上げや担保貸付を受けたことのある人は、除外されます。

(イ) 現に生活保護を

国保加入の皆さん

加入等の届出は 脱退 14日以内です

交通事故はすぐ届出ましょう。

国民健康保険に加入されている人は、その地域内に住んでいる一般住民の方々ですから、転出や転入等の異動はもとより、住所の異動はなくても会社等の健康保険に加入したり、その反対に会社等の健康保険から国民健康保険に加入するいわゆる健康保険間の異動も非常に激しいわけです。

そこで、この激しい異動の処理を円滑に、しかも適正に行うため、異動のあった世帯の世帯主又は、その本人は十四日以内に必ず届出なければならぬことになっておりますが、いつも遅れがちです。次のような異動があった際には、十四日以内に必ず届出をしましょう。届出が遅れると、医療機関に迷惑をかけたたり、治療費は全額自己負担になる場合がありますからご注意ください。

また、交通事故が非常に増えております。万一、皆さんが交通事故にあった場合、すぐ届出がないと後述のとおり国民健康保険が損害を受けることとなりますので、すぐ届出されるようご協力願います。

転入・転出
他市町村に転出する場合は、転出する前に届出て転出証明書の交付を受け転出することになっております。手続きは、印鑑と国民健康保険の被保険者証を持参して町役場又は大海支所で手続きして下さい。また、国民年金に加入しておられる方は、国民年金の手続きも必要です。

転出した場合は、転出先市町村の国民健康保険に加入（転出後すぐ社会保険に加入する場合を除く）することになります。したがって、秋穂町から転出した者が、秋穂町の国民健康保険で治療を受けられた際には、国民年金の手続きも必要になります。

また、交通事故が非常に増えております。万一、皆さんが交通事故にあった場合、すぐ届出がないと後述のとおり国民健康保険が損害を受けることとなりますので、すぐ届出されるようご協力願います。

社会保険に加入したとき

国民健康保険に加入している人が、社会保険に加入（扶養親族として加入した場合も含む）した場合にはその翌日から国民健康保険の加入者ではないこととなります。十四日以内に印鑑と、国民健康保険の被保険者証、それに加入した社会保険の被保険者証をもって資格喪失の手続きをして頂くこととなります。

この届出がないと町役場では社会保険に加入されたことがわかりませんので、保険料がかかるということになります。また、届出前であっても社会保険に加入された日以降の治療は社会保険の被保険者証を医療機関に提出して治療を受けて下さい。引続き国民健康保険で治療を受けられると、医療機関に迷惑をかけたたり、治療費の七割を返還して頂くことにもなりますのでご注意ください。

尚二十才以上の方で、厚生年金等に加入された場合には、国民年金の手続きも必要になります。

また、交通事故が非常に増えております。万一、皆さんが交通事故にあった場合、すぐ届出がないと後述のとおり国民健康保険が損害を受けることとなりますので、すぐ届出されるようご協力願います。

また、交通事故が非常に増えております。万一、皆さんが交通事故にあった場合、すぐ届出がないと後述のとおり国民健康保険が損害を受けることとなりますので、すぐ届出されるようご協力願います。

また、交通事故が非常に増えております。万一、皆さんが交通事故にあった場合、すぐ届出がないと後述のとおり国民健康保険が損害を受けることとなりますので、すぐ届出されるようご協力願います。

社会保険を脱退したとき

社会保険を脱退した場合、国民健康保険に加入した翌日から国民健康保険に加入することとなります。十四日以内に印鑑と、国民健康保険の被保険者証を持って届出をしましょう。手続きは、印鑑と、今迄加入していた社会保険の脱退証明書（会社や事業所に申込み作成してください）と、家族が国民健康保険に加入している場合は被保険者証を持って届出して下さい。

尚二十才以上の方は、国民年金の手続きもお忘れなく。

また、交通事故が非常に増えております。万一、皆さんが交通事故にあった場合、すぐ届出がないと後述のとおり国民健康保険が損害を受けることとなりますので、すぐ届出されるようご協力願います。

また、交通事故が非常に増えております。万一、皆さんが交通事故にあった場合、すぐ届出がないと後述のとおり国民健康保険が損害を受けることとなりますので、すぐ届出されるようご協力願います。

また、交通事故が非常に増えております。万一、皆さんが交通事故にあった場合、すぐ届出がないと後述のとおり国民健康保険が損害を受けることとなりますので、すぐ届出されるようご協力願います。

また、交通事故が非常に増えております。万一、皆さんが交通事故にあった場合、すぐ届出がないと後述のとおり国民健康保険が損害を受けることとなりますので、すぐ届出されるようご協力願います。

免除された保険料は追納することができません

国民年金に加入していた期間のうちで保険料を納めることが困難であったため納めることを免除された保険料はあとから納めることができません。これを保険料の追納といいますが、保険料を追納しますと、将来老令年金を受ける際金額が免除されているとき三倍になります。保険料を追納する場合の額は、免除された当時の保険料の額です。たとえば、昭和三十六年七月分の保険料を追納する場合、当時三十五才未満であった人は百円三十五才以上であった人は百五十円です。保険料の追納は、追納しようとする月の前日からさかのぼって十年以内に免除

されているものに限られます。たとえば、昭和三十六年七月分の保険料の追納は本年の七月三十一日まで追納しないと以後はできません。また、六十五才を過ぎた場合も追納出来ないことになっております。したがって、保険料を免除されていたことのある人は、多額の年金を受けるために出来るだけ早く追納されるようおすすすめします。追納を希望される方は、保険年金課にご連絡下さい。

また、交通事故が非常に増えております。万一、皆さんが交通事故にあった場合、すぐ届出がないと後述のとおり国民健康保険が損害を受けることとなりますので、すぐ届出されるようご協力願います。

また、交通事故が非常に増えております。万一、皆さんが交通事故にあった場合、すぐ届出がないと後述のとおり国民健康保険が損害を受けることとなりますので、すぐ届出されるようご協力願います。



あれから10年 5,000円の季節



1人の高齢任意加入者のおおむねの保険料と国庫負担額

※加入者負担分(元) 21,000円

※子 6,000円

※国庫負担分 15,100円

※合計 27,100円

国民年金は、健全な生活を維持するための制度で、保険料を納めていくのがたまたまになっていきます。しかし、家計が苦しかったり失業や災害等のために、どうしても保険料を納めることができない人がおられます。これらの人のために保険料を免除する制度があります。

保険料の免除には、国民年金の障害年金や、母子又は準母子福祉年金を受けているとき、生活扶助を受けているとき、または、らい療養所などに入所しているときに、本人の届出により免除される法定免除と、法定免除には該当しないが生活が苦しいために保険料が納められない人が、申請によって免除を受ける申請免除の二つの制度があります。

保険料を納められないからといってそのままほっておくと、その期間は年金を受けるための資格の期間に算入されませんが、免除を受けている間は、生活扶助を受けていると免除された期間には、年金を受けるための資格の期間に算入されません。したがって、保険料を納めることができない人は、必ず今月末(七月末)までに印鑑をもって保険年金課で免除の手続きをして下さい。

保険料を

納められない方は

免除の手続きを

入されませんが、免除を受けていると免除された期間の期間に算入されません。したがって、保険料を納めることができない人は、必ず今月末(七月末)までに印鑑をもって保険年金課で免除の手続きをして下さい。

社協だより

本年は社協創設二十周年を迎えると共に、秋穂町社協法人化五周年に当る意義深い年であります。これを契機に従来の社協活動に対しての反省と検討を加え、一大組織の強化と活動体制を整備するものであります。更に保健福祉地区指定三年を終了、指定解除となったが「健康で明るい町づくり」を目指して、体力づくり運動を展開した三ヶ年の活動実績を基盤として、更に今後引続いて保健福祉活動を継続しなければなりません。

- ◎本年度の一般方針
- 1. 町内住民の生活に密着した問題点の把握と組織的な福祉活動の推進
- 2. 社会福祉に関する調査、啓発、活動の強化
- 3. ボランティアの開拓、育成
- 4. 児童・母子・老人・身障者の福祉増進援護
- 5. 在宅要援護者の援護活動
- 6. 地域社協の拠点としての福祉センターの建設促進
- 7. 体力づくり運動の推進
- 8. 専門部会活動の強化
- 9. 法人化五周年記念事業の実施

- ◎本年度重点目標
- 1. 社協組織の充実強化
- 全戸加入を目標に
- 正会員年額百円に改訂、三月理事会評議員会に於いて決定されました。これと併せて特別会員、法人会員の加入を促進し自主財様の増強をはかる。
- 2. 在宅独居老人、身心障児(老)の援護活動を強化する。
- 3. ボランティアの開拓と育成に努力する。
- 4. 環境衛生の改善をはかりきれいな町づくりを推進する。
- 5. 法人化五周年社会福祉大会の開催

- ◎相談をうける期間
- 七月十五日から
- 八月十五日まで
- ◎相談をうける場所
- 山口県警察本部 鑑識課
- 身元確認相談所 小郡警察署内 家出人等相談所
- ◎相談を行なうわけ
- 一、家族が家出してその



心配ごと相談

行方をさがすのに困っておられる方。

一、家族が理由もわからず家出し安否を気づかっておられる方。

一、家族が家出し、自殺するおそれがあるために、心配しておられる方。

一、家出を世間に知られたくないため、届出をされず心配しておられる方。

このような心配ごとをもっておられる方のために一日も早くその安否を確かめようとするものであります。

山口県警察本部と県下の警察署では、家出人、行方不明者等の特別相談月間を行ないご相談に応じることにいたしましたので気軽に遠慮なく相談においでください。

◎相談をうける期間

七月十五日から

八月十五日まで

◎相談をうける場所

山口県警察本部 鑑識課

身元確認相談所 小郡警察署内 家出人等相談所

◎相談を行なうわけ

一、家族が家出してその

◎相談をうける期間

七月十五日から

八月十五日まで

◎相談をうける場所

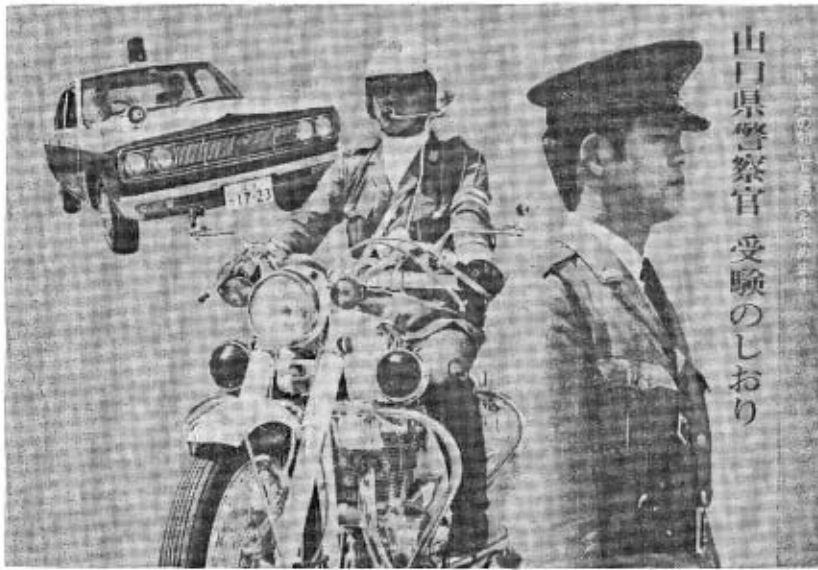
山口県警察本部 鑑識課

身元確認相談所 小郡警察署内 家出人等相談所

◎相談を行なうわけ

一、家族が家出してその

◎立寄ると思われる親類、知人、友人などの住所氏名等資料をご持参ください。なお、ご相談を希望される方は最寄の警察官駐在所、派出所または警察官にご連絡ください。



山口県警察官受験のしおり

警察官募集

- 採用予定人員（山口県）…………… 70名
- 受験資格
 - (1) 警察官(A)

大学の学部（同等と認めるものを含む）を卒業した者または昭和47年3月末までに卒業見込みの者
 - (2) 警察官(B)

(A)以外の者（学歴は問いませんが高等学校卒業程度の学力のある者であれば誰でも受験できます。
 - (3) 年 令

昭和19年4月2日（27才）から
昭和29年4月1日（17才）までに生れた男子

- 試 験
 - (1) 第1次試験（10月17日（日）の予定）

山口市（山口県警察学校）宇部市（宇部警察署）のほか岩国徳山下関萩で行なわれます。

 - (ア) 教養試験

警察官(A)は 大学卒程度
警察官(B)は 高校卒程度
 - (イ) 論文・作文試験

警察官(A)論文 警察官(B)作文
 - (ウ) 身体検査および体力検査

身長160センチメートル、視力0.6以上または裸眼視力が0.1以上で矯正視力1.0以上のほか必要な検査
 - (2) 第2次試験（10月21日（木）の予定）

山口県警察学校において口述試験 身体精密検査 適性検査
 - (3) 最終合格者の決定（11月下旬の予定）

合格者の採用は昭和47年4月1日の予定です

○ 給 与

各人の経歴により異なりますが最低の給与額は

	(初任給)	(卒業時)	
高校卒	33,600円	34,800円	(1年後)
短大卒	36,200円	37,600円	(ク)
大学卒	39,500円	41,800円	(6ヵ月後)

で現在職についている者年令の多いものはそれぞれ加算されるほか通勤・扶養手当等が支給されさらに勤務に必要な被服類・靴等も支給されます。

○ 受験手続

簡単な受験申込書を提出していただくだけですがくわしいことは近くの警察署・派出所・駐在所で気軽におたずねください。受験申込書も準備しております。

なおこの試験と共同して警視庁・大阪府・京都府・神奈川県・兵庫県の警察官採用試験も実施されます。

信用保証協会から夏場資金融資 保証の実施についてお知らせ

信用保証協会では、最近の金融情勢にかんがみ県下中小企業者の夏場資金融資の円滑化を図るため、本年度も夏場資金融資保証を左記により実施することに致しましたので御利用下さい。

サラリーマンの奥さんも

国民年金に加入を

資金使途 夏場運転資金
保証限度 中小企業信用
保険対象 中小企業
二、八〇〇万円
中小企業信用保険非対象
中小企業二、五〇〇万円
保証期間 四ヶ月以内
保証料率 年一・四〇％
貸出利率 金融機関所定

国民年金には、明治四十四年四月二日以後に生まれ、たかたか、サラリーマンの奥さんやすでに恩給や年金などを受けておられる方も希望によって加入することができます。

これは将来、自分の年金を受けたい方、また、今のサラリーマンの奥さんはぜひ。

○六十五才になったときは所得に関係なく老令年金が支給されます。

○六十五才になるまで障害者や母子の状態になったときも年金が支給されます。

○途中で死亡した場合は、死亡一時金が支給されます。国民年金の加入の手続きは簡単です。印鑑を持って保険年金課にお越し下さい。

担保必要に応じて徴収する。

取扱期間 昭和四十六年六月十日より八月三十一日まで。

返済条件 一括返済又は割賦返済

保証人 原則として二名

なお詳しい事は町商工会へお問い合わせ下さい。

ひ国民年金に加入され、夫婦そろって年金を受けられるようおすすしめします。

国民年金に加入して、まずと、毎月四百五十円の掛金を納めることになり、それが、次の年金が支給されます。